

ハラスメント防止対策に関する基本方針

法人名 一般社団法人コミュニケーションセンターかしわ
事業者名 訪問介護ステーションこみせん

1. 基本的考え方

訪問介護ステーションこみせんは、高齢者・障害者に対してより良い介護を実現するために、職場及び介護の現場におけるハラスメントを防止するために、本方針を定めることとする。

本方針におけるハラスメントとは、下記のことを言う。

職場	<p>(1)パワーハラスメント 優越的な関係を背景とした言動であって、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、労働者の就業環境が害される行為であり、下記のようなものを言う。</p> <ul style="list-style-type: none">①身体的な攻撃(暴行・傷害)②精神的な攻撃(脅迫・名誉棄損・侮辱・ひどい暴言)③人間関係の切り離し(隔離・仲間外し・無視)④過小な要求(仕事を与えない・又は能力とかけ離れた程度の低い仕事を命じる)⑤過大な要求(業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制・仕事の妨害)⑥個の侵害(私的なことに過度に立ち入ること) <p>(2)セクシャルハラスメント</p> <ul style="list-style-type: none">①性的な内容の発言(性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報(噂)を流布すること、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、個人的な性的体験談を話すことなど)
介護現場	<p>利用者・家族等から職員へのハラスメント、及び職員から利用者・家族等へのハラスメントの両方をさす。</p> <ul style="list-style-type: none">(1)身体的暴力(回避したため危害を免れたケースを含む) 例：物を投げる、叩かれる、蹴られる(2)精神的暴力(個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為) 例：大声を出す、理不尽な要求をする(3)セクシャルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為)

2. 職場におけるハラスメント対策

当事業所の職員間及び取引業者、関係機関の職員との間において、上記1掲げるハラスメントが発生しないよう、下記の取り組みを行う。

- (1)円滑に日常業務が行えるよう、日ごろから、正常な意思疎通に留意する。
- (2)特に役職者においては、ハラスメント防止に十分な配慮を行う。
- (3)ハラスメント防止のために委員会を設置し、6ヵ月に1回以上の会議と本基本方針を周知徹底するなどハラスメント研修を行う。
- (4)ハラスメントの相談窓口を職場内に設置することとし、管理者が窓口を担当し、責任者を法人の業務執行理事が担当する。
 - ①ハラスメントの相談を行った職員が不利益を被らないよう、十分に留意する。
 - ②ハラスメントの判断を行ったと指摘された職員については、弁明の機会を十分に保証する。
 - ③ハラスメントの判断や対応は、委員会にて検討する。

3. 介護現場におけるハラスメント対策

- (1)職員による利用者・家族へのハラスメント及び、利用者・家族によるハラスメント防止に向け、次の対策を行い、下記の点をサービス利用者・家族に周知する。
 - ①事業所が行うサービスの範囲と費用
 - ②職員に対する金品の心づけのお断り
 - ③サービス提供時のペットの保護(ゲージに入れる、首輪につなぐなど)
 - ④サービス内容に疑問や不満がある場合、又は職員からハラスメントを受けた場合は、気軽に管理者に連絡をいただく
 - ⑤職員へのハラスメントを行わないこと
- (2)利用者・家族から、暴力やセクシャルハラスメントを受けた場合及び、利用者・家族に何らかの異変があった場合は、管理者及び法人責任者に報告・相談を行う。
- (3)管理者は、相談や報告があった事例について問題点や課題を整理し、委員会で検討し、必要な対応を行う。

4. 職員研修(ケース会議を含む)

下記の事項について、入職時及び年1回研修を行う。

- ①本基本方針
- ②介護サービスの内容
 - ・介護保険制度や提供できないサービスについて
 - ・利用者に対し説明をしたもの・理解されていない場合の対応
 - ・金品などの心づけのお断り
- ③服装や身だしなみとして注意すべきこと
- ④職員個人の情報提供に関して注意すべきこと

- ⑤利用者・家族等からの苦情、要望又は不満があった場合に、速やかに報告・相談すること、また、できるだけその出来事を客観的に記録すること
- ⑥ハラスメントを受けたと少しでも感じた場合に、速やかに報告・相談すること
- ⑦その他、利用者・家族から理不尽な要求があった場合には適切に断る必要があること、その場合には速やかに報告・相談すること

5. その他ハラスメント防止の推進のために必要な事項

- ①「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル」の活用
- ②厚労省HP「メンタルヘルスチェック」の活用
- ③本基本方針の改定作業については、委員会により行う。

6. 令和3年11月1日より施行

令和4年4月1日改定

令和5年5月1日改定

令和7年9月1日改訂